

第14号議案

令和2年度京都府病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度京都府病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	256床
(2) 年間延べ患者数	
入 院	61,685人
外 来	40,824人
(3) 一日平均患者数	
入 院	169人
外 来	168人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
第1款 病院事業収益	2,615,071千円
第1項 医業収益	1,778,110千円
第2項 医業外収益	836,861千円
第3項 特別利益	100千円

支 出

第 1 款	病 院 事 業 費 用	2,616,650千円
第 1 項	医 業 費 用	2,610,109千円
第 2 項	医 業 外 費 用	4,862千円
第 3 項	特 別 損 失	1,479千円
第 4 項	予 備 費	200千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款	資 本 的 収 入	227,388千円
第 1 項	企 業 債	221,000千円
第 2 項	国 庫 補 助 金	6,388千円

支 出

第 1 款	資 本 的 支 出	197,263千円
第 1 項	建 設 改 良 費	99,116千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金	98,147千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
令和 2 年度 洛南病院建替整備事業費	令和 2 年度から令和 3 年度まで	238,000 <small>千円</small>

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	施設設備整備資金に充てるため。
限度額	221,000千円
起債の方法	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）
利率	年10.0%以内
償還の方法	(1) 償還期間は、30年以内（据置期間を含む。）とする。 (2) 償還は、元金均等、元利均等又は元金一括支払とする。 (3) 必要に応じて繰上償還又は借換えをすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費	1,862,865千円
-------	-------------

(他会計からの補助金)

第9条 病院の運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、825,311千円と定める。

(棚卸資産購入限度額)

第10条 棚卸資産の購入限度額は、238,980千円と定める。

令和2年2月13日提出

京都府知事 西 脇 隆 俊